

X社は、昭和30年に農機具メーカーとして設立されました。

現時点では創業者の長男（甲）が、代表取締役社長として経営を担っています。

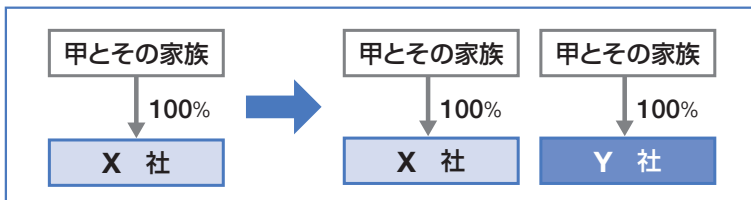
また、甲とその家族が、X社の全株式を所有しています。

甲の最大の悩みは、身内に後継者がいないことです。

そこで甲は、副社長の乙（甲の親族ではない）にX社の将来の経営を託すとともに、タイミングをとらえ株式も譲渡する心づもりです。

甲は、そのために次のようなスキームを検討しているようです。

- ・ X社を会社分割という仕組みで二つの会社に分割する。



- ・ X社は、所有不動産で不動産賃貸業も営んでいることから、農機具の製造事業に関するものはX社に残し、新設のY社では不動産賃貸業を行う。

- ・ その後、甲とその家族は、X社株式については、タイミングをとらえ乙に譲渡する一方、Y社の株式は保有し続ける。

一連のスキームに関して、X社の新人経理マンには、次のような疑問が生じました。

- ① そもそも会社分割とはどのような手法なのか
- ② 乙への事業承継に際し、甲がなぜこのよ

うなスキームを検討しているのか

- ③ 一連の過程で、課税上の問題が生じないのか

そこでベテラン経理マンから説明を受けることになりました。

I 会社分割とは

Q 今回は、「会社分割」とはどのような制度なのか説明してください。

A わかりました。

会社分割は、会社法で認められている制度です。

会社分割を行うと、事業を分割（移管すること）する会社（以下「分割法人」といいます。）が有している分割事業に関する権利義務が、事業を受け入れる会社（以下「分割承継法人」といいます。）に包括的に承継されます。

Q 包括的に承継されるとは、どのようなことですか。

A 権利や義務が、相手方（つまり債務者や債権者）の個別の同意なしに移転することです。

Q なぜ包括的に承継される仕組みとしているのですか。

A 会社分割という制度は、組織再編行為の一つとして会社法が認めている仕組みです。

参考

会社法757、758
762、763